

新居浜工業高等専門学校総合評価審査委員会規程

平成28年10月6日規程第4号

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）運営組織規則第21条の規定に基づき、本校における施設整備事業に係る建設工事に関し、競争参加者の技術提案に基づき価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式、いわゆる総合評価方式における技術提案等に対し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 総合評価方式の実施方針に関すること。
- (2) 個別工事にかかる技術提案の評価方法に関すること。
- (3) 個別工事にかかる技術提案の審査・評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 外部有識者 2名
- (2) 総務課長
- (3) 学生課長
- (4) 総務課課長補佐
- (5) 校長の指名する教員 2名

2 前項第1号の委員は、施設整備事業に係る専門知識を有し、中立かつ公正な立場で技術提案の審査・評価を行うことができる者の中から、校長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第1号及び第5号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときは後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、総務課長をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長は委員長をもって充てる。

2 委員会は、過半数の委員の出席をもって成立する。

3 第3条第1項第1号の委員が委員会に出席できないときは、第2条に定める事項について個別に意見を求めることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴く

ことができる。

(委員の排斥)

第8条 委員は、第2条第2号又は第3号の審議に関して、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のあると思われる場合は、その審議に加わることができない。

(守秘義務)

第9条 委員は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。このことは、その職を退いた後も同様とする。

(報告)

第10条 委員会は審議の結果を契約担当役に報告する。

(事務)

第11条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事及び運営について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則 (平成28年10月6日 制定)

- 1 この規程は、平成28年10月6日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 新居浜工業高等専門学校における総合評価審査委員会要項 (平成19年要項第5号) は、廃止する。